

財務諸表に対する注記（法人全体）

1. 重要な会計方針

（1）有価証券の評価基準及評価方法

- ・満期保有目的の債券等　－　償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの　－　決算日の市場価額に基づく時価法

（2）固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産　－　定額法
- ・無形固定資産　－　定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

（3）引当金の計上基準

- ・退職給付引当金　－　職員に対して将来支給する退職金のうち、期末退職金要支給額（約定給付額から被共済職員個人が拠出した掛金累計額を控除した金額）を退職給付引当金に計上している。
- ・賞与引当金　－　職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上している。
- ・徴収不能引当金　－　金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

2. 重要な会計方針の変更

従来賞与は支給時に費用処理していたが適切な会計処理を行なう為今期より当該会計年度の負担に属する額を見積り賞与引当金として計上する方針に変更した。この変更によりサービス活動増減差額が 16,928,720 円減少し、経常増減差額・当期活動増減差額及び純資産額が同額減少している。

3. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度及び大阪府民間福祉事業従事者共済会の退職共済制度を採用している。

4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下の通りになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

(3) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア つるぎ荘拠点（社会福祉事業）

「特別養護老人ホームつるぎ荘」

「特別養護老人ホームつるぎ荘・短期入所生活介護」

「つるぎ荘デイサービスセンター」

「つるぎ荘ヘルパーステーション」

「つるぎ荘在宅介護支援センター」

「診療所」

「つるぎ荘デイサービスセンター・障害デイサービス」

「社会貢献事業」

「本部」

イ つるぎ荘・やしも地域サポートセンターつるぎ荘拠点（社会福祉事業）

「つるぎ荘・やしもグループホーム」

「つるぎ荘・やしもデイサービスセンター」

「地域包括支援センター」

ウ 惣社保育園拠点（社会福祉事業）

「惣社保育園」

5. 基本財産の増減の内容

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	654,331,848	0	0	654,331,848
建物	901,022,809	0	48,552,302	852,470,507
合計	1,555,354,657	0	48,552,302	1,506,802,355

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当ありません

7.担保に供している資産

該当ありません

8.固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,924,480,361	1,072,009,854	852,470,507
建物	48,467,190	31,634,401	16,832,789
構築物	129,009,701	92,987,877	36,021,824
車両運搬具	17,715,680	17,107,825	607,855
器具・備品	103,758,807	75,638,814	28,119,993
権利	2,122,913	277,857	1,845,056
ソフトウェア	2,924,105	647,692	2,276,413
保証金	19,135,880	0	19,135,880

9.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10.関連当事者との取引の内容

該当なし

11.重要な偶発債務

なし

12.重要な後発事象

なし

13.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

従来「社会福祉法人会計基準の制定について（社援第310号）平成12年2月17日」によっていたが、今期より「社会福祉法人会計基準の制定について（雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号）平成23年7月27日」に変更した。この変更により特別増減差額が32,150,515円減少し、当期活動増減差額が同額減少している。

財務諸表に対する注記（特別養護老人ホームつるぎ荘拠点）

1. 重要な会計方針

（1）有価証券の評価基準及評価方法

- ・満期保有目的の債券等 — 償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの — 決算日の市場価額に基づく時価法

（2）固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産 — 定額法
- ・無形固定資産 — 定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

（3）引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 — 職員に対して将来支給する退職金のうち、期末退職金要支給額（約定給付額から被共済職員個人が拠出した掛金累計額を控除した金額）を退職給付引当金に計上している。
- ・賞与引当金 — 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上している。
- ・徴収不能引当金 — 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

2. 重要な会計方針の変更

従来賞与は支給時に費用処理していたが適切な会計処理を行なう為今期より当該会計年度の負担に属する額を見積り賞与引当金として計上する方針に変更した。この変更によりサービス活動増減差額が 10,120,233 円減少し、経常増減差額・当期活動増減差額及び純資産額が同額減少している。

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度及び大阪府民間福祉事業従事者共済会の退職共済制度を採用している。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりになっている。

- （1）特別養護老人ホームつるぎ荘拠点財務諸表（第 1 の 4 様式、第 2 号の 4 様式、第 3

号の4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)

- ア 特別養護老人ホームつるぎ荘
- イ 特別養護老人ホームつるぎ荘・短期入所生活介護
- ウ つるぎ荘デイサービスセンター
- エ つるぎ荘ヘルパーステーション
- オ つるぎ荘在宅介護支援センター
- カ 診療所
- キ つるぎ荘デイサービスセンター・障害デイサービス
- ク 社会貢献事業
- ケ 本部

(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)

- ア 特別養護老人ホームつるぎ荘
- イ 特別養護老人ホームつるぎ荘・短期入所生活介護
- ウ つるぎ荘デイサービスセンター
- エ つるぎ荘ヘルパーステーション
- オ つるぎ荘在宅介護支援センター
- カ 診療所
- キ つるぎ荘デイサービスセンター・障害デイサービス
- ク 社会貢献事業
- ケ 本部

5.基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	東期末残高
土地	541,111,848	0	0	54,111,184
建物	528,258,396	0	28,088,529	500,169,867
合計	1,069,370,244	0	27,088,529	1,041,281,715

6.会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当ありません

7.担保に供している資産

該当ありません

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	591,044,273	28,088,529	500,169,867
建物	47,118,440	2,652,476	16,357,688
構築物	71,759,456	58,673,308	13,086,148
車両運搬具	12,574,267	12,443,679	130,588
器具・備品	82,350,430	57,201,700	25,148,730
権利	379,730	340,425	39,305
ソフトウェア	538,463	332,050	206,413

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 重要な後発事象

なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

従来「社会福祉法人会計基準の制定について（社援第310号）平成12年2月17日」によっていたが、今期より「社会福祉法人会計基準の制定について（雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号）平成23年7月27日」に変更した。この変更により特別増減差額が25,656,582円減少し、当期活動増減差額が同額減少している。

財務諸表に対する注記（つるぎ荘・やしも地域サポートセンター）

1.重要な会計方針

（1）有価証券の評価基準及評価方法

- ・満期保有目的の債券等 — 償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの — 決算日の市場価額に基づく時価法

（2）固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産 — 定額法
- ・無形固定資産 — 定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

（3）引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 — 職員に対して将来支給する退職金のうち、期末退職金要支給額（約定給付額から被共済職員個人が拠出した掛金累計額を控除した金額）を退職給付引当金に計上している。
- ・賞与引当金 — 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上している。
- ・徴収不能引当金 — 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

2.重要な会計方針の変更

従来賞与は支給時に費用処理していたが適切な会計処理を行なう為今期より当該会計年度の負担に属する額を見積り賞与引当金として計上する方針に変更した。この変更によりサービス活動増減差額が3,638,852円減少し、経常増減差額・当期活動増減差額及び純資産額が同額減少している。

3.採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度及び大阪府民間福祉事業従事者共済会の退職共済制度を採用している。

4.拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりになっている。

- （1）つるぎ荘・やしも地域サポートセンター拠点財務諸表（第1の4様式、第2号の4

様式、第3号の4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)

ア つるぎ荘・やしもグループホーム

イ つるぎ荘・やしもデイサービスセンター

ウ 東第一地域包括支援センター

(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)

ア つるぎ荘・やしもグループホーム

イ つるぎ荘・やしもデイサービスセンター

ウ 東第一地域包括支援センター

5.基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	113,220,000			113,220,000
建物	192,690,445		10,892,839	181,797,606
合計	305,910,445		10,892,839	295,017,606

6.会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当ありません

7.担保に供している資産

該当ありません

8.固定資産の取得価額、減価償却累計額及び東期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	298,895,609	117,098,003	181,797,606
建物	1,111,950	853,897	258,053
構築物	18,947,293	6,379,501	12,567,792
車両運搬具	2,924,730	2,924,729	1
器具・備品	8,248,906	6,418,069	1,830,837
権利	3,913,360	2,509,810	1,403,550
ソフトウェア	2,700,000	630,000	2,070,000

9.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

10.重要な後発事象
なし

11.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の
状態を明らかにするために必要な事項

従来「社会福祉法人会計基準の制定について（社援第310号）平成12年2月17日」によっていたが、今期より「社会福祉法人会計基準の制定について（雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号）平成23年7月27日」に変更した。

財務諸表に対する注記（惣社保育園）

1. 重要な会計方針

（1）有価証券の評価基準及評価方法

- ・満期保有目的の債券等 — 償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの — 決算日の市場価額に基づく時価法

（2）固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産 — 定額法
- ・無形固定資産 — 定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

（3）引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 — 職員に対して将来支給する退職金のうち、期末退職金要支給額（約定給付額から被共済職員個人が拠出した掛金累計額を控除した金額）を退職給付引当金に計上している。
- ・賞与引当金 — 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上している。
- ・徴収不能引当金 — 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

2. 重要な会計方針の変更

従来賞与は支給時に費用処理していたが適切な会計処理を行なう為今期より当該会計年度の負担に属する額を見積り賞与引当金として計上する方針に変更した。この変更によりサービス活動増減差額が 3,169,635 円減少し、経常増減差額・当期活動増減差額及び純資産額が同額減少している。

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度及び大阪府民間福祉事業従事者共済会の退職共済制度を採用している。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりになっている。

- （1）惣社保育園拠点財務諸表（第1の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

5.基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	180,073,968	0	9,570,934	170,503,034
合計	180,073,968	0	9,570,934	170,503,034

6.会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当ありません

7.担保に供している資産

該当ありません

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	299,423,309	128,920,275	170,503,034
建物	236,800	19,752	217,048
構築物	38,302,952	27,935,068	10,367,884
車両運搬具	2,216,683	1,739,417	477,266
器具・備品	13,159,471	12,019,045	1,140,426
権利	445,680	43,479	402,201
保証金	19,135,880	0	19,135,880

9.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10.重要な後発事象

なし

11.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

従来「社会福祉法人会計基準の制定について（社援第310号）平成12年2月17日」によっていたが、今期より「社会福祉法人会計基準の制定について（雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号）平成23年7月27日」に変更した。この変更により特別増減差額が6,434,781円減少し、当期活動増減差額が同額減少している。